

福祉サービス事業者の皆さまへ



4,000所が活用している 福祉サービス 第三者評価 のご紹介

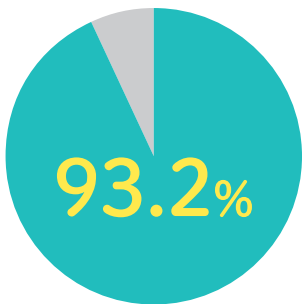


都民が事業所選びの参考に活用しています!

(令和3年度都民アンケートより)

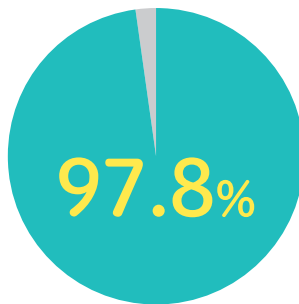
福祉サービスに関心がある都民の **4人に1人が** 「第三者評価を知っている」と回答

そのうち、評価結果を詳しくみた都民の



「第三者評価は事業所選択に役立った」と回答

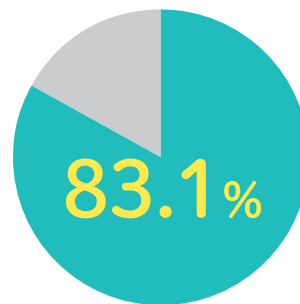
自身又は家族が福祉サービスを利用している都民の



「自分や家族が利用している事業所が受審していることは良かった」と回答

高齢者福祉や障害福祉サービスの事業所では重要事項説明で第三者評価の実施状況の説明が義務付けられています

ケアマネジャーの



第三者評価を業務(重要事項説明、利用者への評価結果の提示など)で活用

(令和4年度ケアマネジャーアンケート・インタビューより)



令和3年度都民アンケート(東京都福祉サービス評価推進機構実施)

方法: 民間のインターネットリサーチ

対象: 都内の20歳以上の、現在、自身又は家族が福祉サービスを利用しており、サービス事業所を決める際に積極的に関与した都民、または、自身又は家族が、まだ、福祉サービスを利用していないけれど、その可能性が出てきたら、積極的に関与したい都民

令和4年度ケアマネジャーアンケート・インタビュー(東京都福祉サービス評価推進機構実施)

方法: 民間のインターネットリサーチ

対象①(アンケート): 都内で勤務するケアマネジャー

対象②(インタビュー): アンケートでインタビュー協力の承諾が得られたケアマネジャー

事業者の魅力がもっと伝わ

ご自身やご家族に合った福祉サービス事業所を探している都民の方々。

客観的な各事業所の運営・サービスの情報を求めている福祉の専門職(ケアマネジャー等)の方々。

そして、より良いサービスの提供を目指している事業者の皆さま。

それぞれのニーズに応える「福祉サービス第三者評価」を受審し、

情報サイト「福ナビ」に評価結果を掲載しませんか？

受審
事業所の

85%

(令和4年度事業者アンケートより)

が実感している有用性。

令和4年度事業者アンケート(東京都福祉サービス評価推進機構実施) 方法: 調査票郵送、WEBによる回答
対象: 都内に所在する訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護事業所

第三者評価を 受ける主なメリット

1

受審することで 内部の法令順守 意識が高められます



2

事業評価の過程で 経営層が職員の 認識を確認できます



3

利用者に対するPRになります

受審済ステッカーを送迎車に貼り付けたり、
自社のホームページやSNSで
受審をアピールするなど、
広報活動での情報発信に
活用できます



4

人材確保に向けた PRになります

ハローワークの求人申込書の
「特記事項」に受審事業所の
記載ができます



ケアマネジャーも活用する福祉サービス第三者評価 (令和4年度ケアマネジャーアンケート・インタビューより)

- 「高齢居宅系などの介護サービス事業所では受審状況を説明することになっているので、事業所を探すときの目安とすると良い」と説明している
- 第三者評価を受審していること自体が判断材料の1つとなると思う
- 利用者に、プリントアウトした評価結果を渡している
- 家族は客観的な情報を求めていることが多く、評価結果を提示することがある
- 事業所の候補を複数示すとき、利用者の質問に答えるために、評価結果も用意している

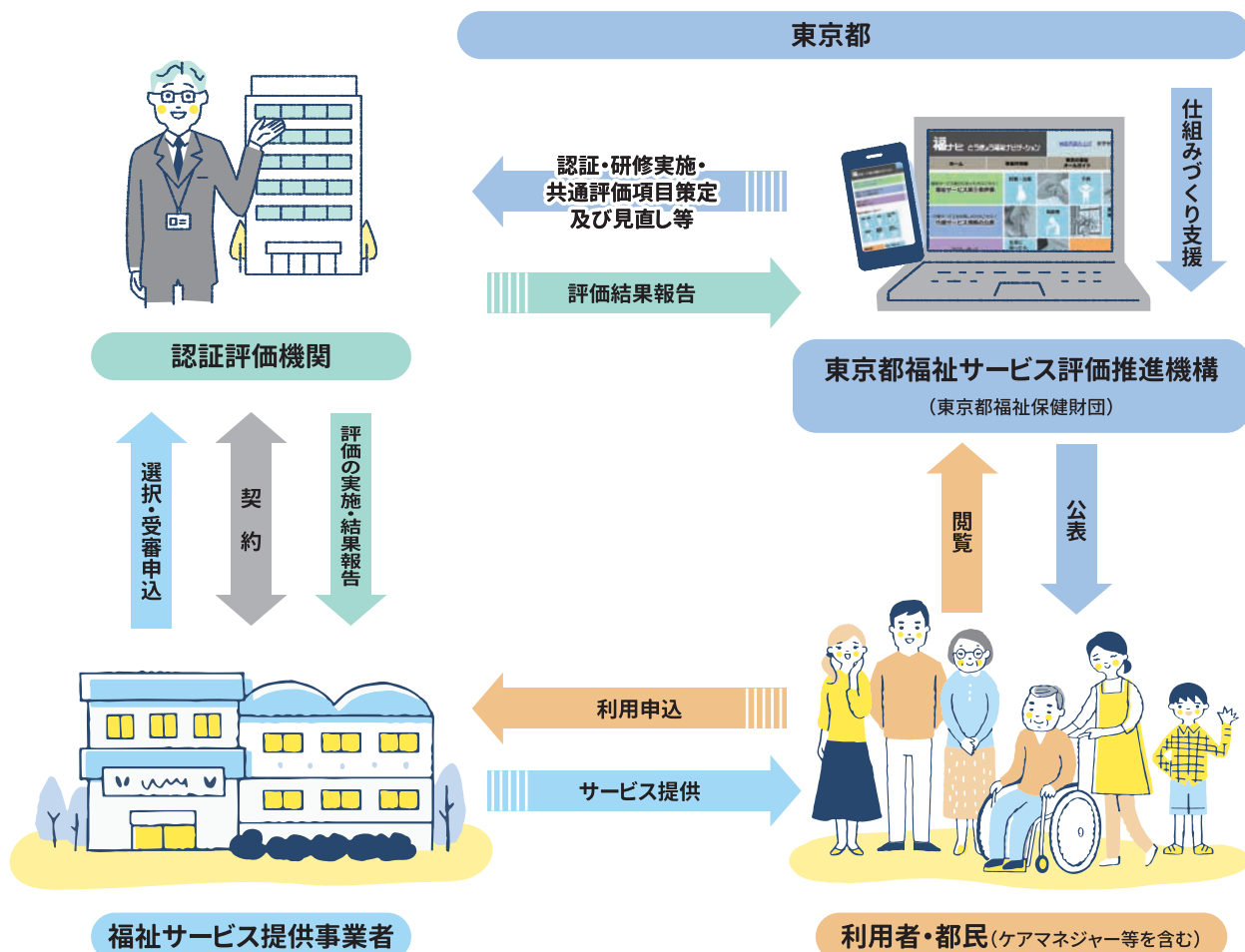
る、福祉サービス第三者評価

What's
福祉サービス
第三者評価

福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者である認証評価機関が、専門的かつ客観的に、高齢者・保育・障害者福祉サービス事業者が提供するサービスの質を評価します。

110以上の評価機関の中から事業者が自由に選べ、評価を行うのに必要な資格や経験を有し、養成講習を修了して名簿に搭載された「評価者」による評価が受けられます。外部の第三者が実施するので、利用者や職員の忌憚ない声を把握できます。

※利用者調査の項目に加えてさらに利用者に聞きたいことをオプションとして、評価機関と調整の上、追加できる場合があります



受審したいけど事務負担と費用が...と悩んでいる小規模事業者の皆様にも!

都民が第三者評価を見て
知りたかった情報

(令和3年度都民アンケートより)

- 事業者の良い点・改善点、特に力を入れている取組
- 事業者の理念の実現やコンプライアンス徹底への取組
- 利用者や家族へのアンケートの結果

都民が知りたい情報に絞った受審ができる
「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」があります

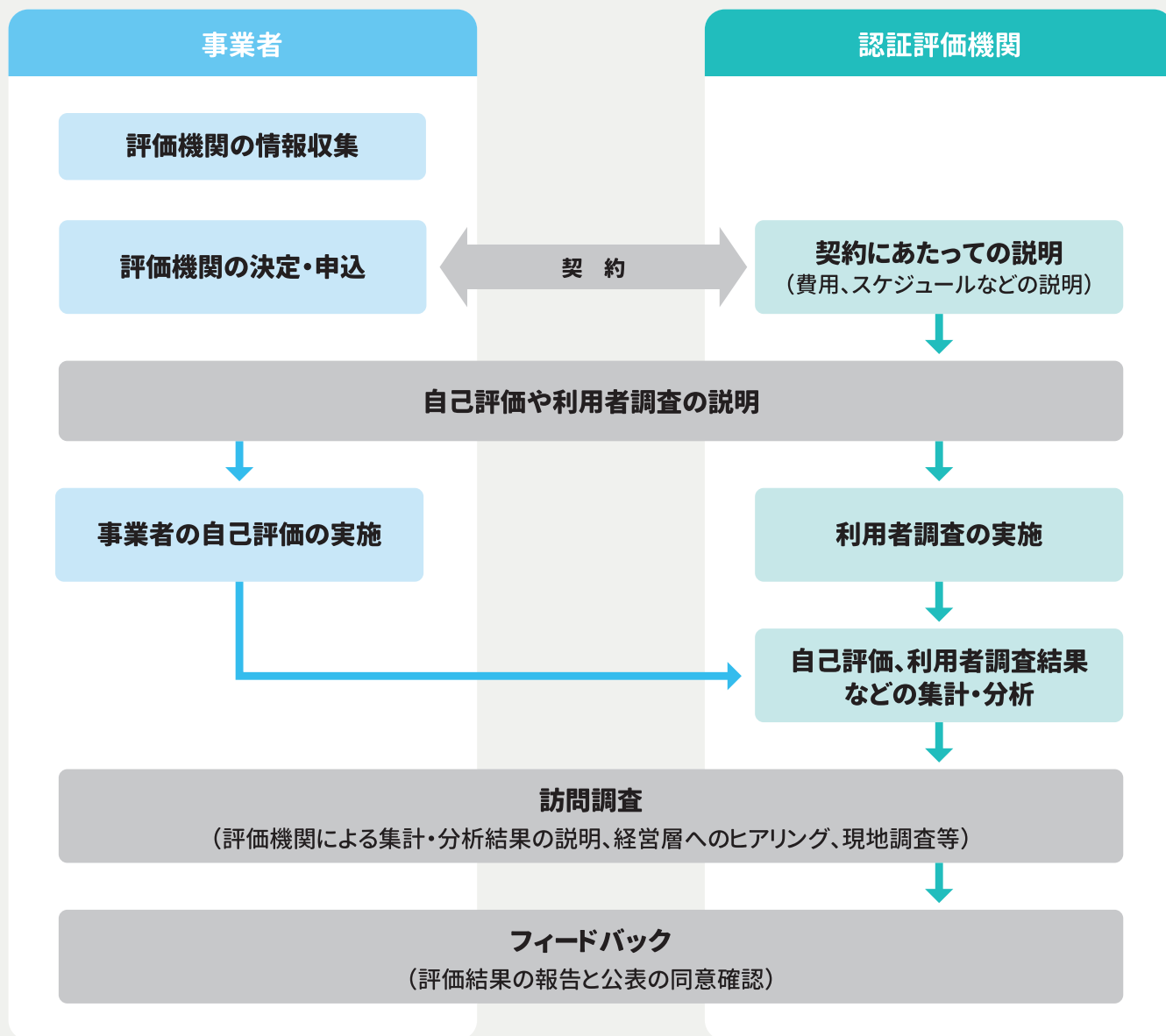
		標準調査	利用者調査とサービス項目を中心とした評価
利用者調査	利用者調査項目	●	●
	サービス項目	●	●
事業評価	組織マネジメント項目	●	—

対象サービス
一覧

【高齢】訪問介護、福祉用具貸与、訪問入浴介護、訪問看護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、通所介護(デイサービス)、小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)、認知症対応型通所介護 【障害】生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、多機能型事業所、共同生活援助(グループホーム)、宿泊型自立訓練、短期入所 【子ども・家庭】認可外保育施設(ベビーホテル等)

「第三者評価」受審の流れ

受審申込みから結果公表までの期間は福祉施設・事業所と評価機関の計画により変わります。



「とうきょう福祉ナビゲーション」での評価結果の公表

<https://www.fukunavi.or.jp/>



← このマークを見たことがありますか？

第三者評価を受審した事業所は、玄関や車に、「福祉サービス第三者評価受審済ステッカー」を掲示しています。

CHECK!!

詳しくは第三者評価制度を掲載している福ナビへ

東京都福祉サービス評価推進機構

公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室
〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階
TEL.03-3344-8515 FAX.03-3344-8595

福ナビ

検索

<https://www.fukunavi.or.jp/>

